

関シティバス時刻表広告掲載基準（平成27年12月14日決裁）

（目的）

第1条 この基準は、本市が発行する関シティバス時刻表（以下「時刻表」という。）に広告を掲載するにあたり、関市広告掲載要綱（平成20年関市告示第140号。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、広告の規格、掲載料金その他必要な事項について定めるものとする。

（広告枠の大きさ）

第2条 広告1枠当たりの面積は、縦50ミリメートル横80ミリメートルとする。

（掲載枠数及び位置）

第3条 広告を掲載する枠数は、時刻表1部につき最大8枠までとする。

2 広告を掲載する位置は、原則として時刻表の最下段とする。

（広告掲載の申請）

第4条 要綱第9条第1項の広告掲載の申請は、広告を掲載する時刻表の発行日の3か月前までとする。

2 要綱第8条の規定にかかわらず、広告主の広告代理店からの申請は、広告主の申請とみなすものとする。

3 広告主が複数の広告枠を希望した場合は、前条に規定する枠の数を超えない範囲で広告掲載の申請を認めるものとする。

（広告掲載の期間）

第5条 広告の掲載期間は、時刻表発行日から翌年3月末日までとする。

（広告掲載料金）

第6条 広告の掲載料金は、広告1枠につき30,000円とする。

2 1広告主で2枠の広告を掲載するときは、2枠分の面積を含めた1枠として掲載できるものとする。ただし、掲載料金は2枠分とする。

3 広告主は、要綱第11条第1項による決定の通知を受けた日以後、市の指定する期限までに指定する口座へ掲載料金を納入しなければならない。

（広告掲載の決定）

第7条 複数の広告主が広告を希望し掲載可能の枠の数を超えるときは、原則1広告主1広告枠として抽選により決定する。

（原稿の提出）

第8条 要綱第11条第1項による決定の通知を受けた広告主は、掲載しようとする広告原稿（以下「版下原稿」という。）を、市民協働課長の指示する方法により、掲載する時刻表の発行日2か月前までに提出するものとする。

2 市民協働課課長は、前項の版下原稿が第5条の広告案と著しく相違するものであると判断したときは、審査会において再審査に付さなければならない。

附 則

この基準は、平成27年12月15日から施行する。